

## デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会

### 青少年保護ワーキンググループ（第1回）

1 日時 令和7年11月11日 10時00分～11時05分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

#### （1）構成員

曾我部主査、石戸構成員、上沼構成員、鶴田構成員、水谷構成員、米田構成員

#### （2）オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、こども家庭庁成育局安全対策課、経済産業省商務情報政策局情報経済課

#### （3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、中村情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、寺本情報流通行政局参事官、田熊情報流通行政局参事官補佐

4 議事

#### （1）開催要綱（案）について

#### （2）青少年保護ワーキンググループにおける検討の進め方について（案）

#### （3）意見交換

#### （4）その他

## 【事務局】

定刻でございますので、これからデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、青少年保護ワーキンググループ第1回会合を開催いたします。構成員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まず、本日の会議は公開とさせていただきますことをご了承いただければと思います。

次に、Web会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声及び資料投影となり、傍聴者は発言ができない設定しております。また、記録のため録画をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにしていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際には、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て、曾我部主査から発言を指名いただく方式で進めます。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしていただいてご発言をお願いします。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局宛へご連絡いただければ対応させていただきます。

続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、資料1-1から1-4まで、また、参考資料1-1から1-3までの計7点となります。万一、お手元に届いていない場合がございましたら、事務局までお申し付けください。注意事項とご案内は以上です。

続いて、本ワーキンググループの主査につきましては、本年9月10日に開催されましたデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会第8回会合において、宍戸座長からご指名がありましたとおり、京都大学大学院法学研究科の曾我部教授にお願いさせていただきたいと存じます。

本日は初回の会合となりますので、まずは構成員の皆様をご紹介いたします。構成員の皆様から一言ずつご挨拶いただければと存じます。まず初めに、曾我部主査からご挨拶いただきまして、その後、五十音順にご指名をさせていただきます。 それでは、曾我部主査お願いいたします。

## 【曾我部主査】

ご紹介いただきました曾我部と申します。

私の専門は法律でございまして、法律の中でも憲法の研究教育をしておりました。

その研究の一環として、インターネットにおける青少年の保護の問題についても、従来細々とではありますけど研究をさせていただいておりまして、後ほど資料の中にも出てまいります、この夏に取りまとめをいたしましたこども家庭庁さんのインターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループでも座長を仰せつかっておりました。そういう関係で今回も宍戸座長の方から主査を仰せつかったということかと思っております。

皆様方のお知恵、ご知見をお借りしまして、こちらの方でも良い議論ができればと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

## 【事務局】

ありがとうございます。続きまして、石戸構成員お願ひいたします。

**【石戸構成員】**

みなさん、こんにちは。石戸です。

私は2002年から、青少年のICTの利活用の促進に関わる取組を産官学連携で推進してまいりました。

元々は学校外でこどもたちのテクノロジーの利活用の促進に取り組んでいたのですが、その後はプログラミング教育の必修化、そして1人1台情報端末を持って学ぶ環境の整備を提言する民間の団体を作りました、その実現に邁進してまいりました。

こどもたちを取り巻く環境は生成AIが出てきて、また一段と変化のときを迎えてます。規制よりは利用の促進という立場が私のこれまでのスタンスです。リテラシー教育も含め、こどもたちが安全安心に新しいテクノロジーを使える環境の整備に引き続き尽力すべく、この会議でも何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。続きまして、上沼構成員お願ひいたします。

**【上沼構成員】**

はい。弁護士の上沼と申します。弁護士2年目ぐらいから、第2東京弁護士会の子どもの権利委員会に所属しております、こどもの悩み事相談とか、今だとこどもから直接LINEで相談、SNSで相談を受けるとか、そういう活動を行っています。

先ほど、曾我部座長からご紹介のあったこども家庭庁の青少年ワーキンググループの議論にも参加させていただいておりました。

こどもとネットに関わって、だいぶ長くなっているので、何か時々昔のことをよく覚えているぞ、みたいな感じになっていますけど。ぜひとも今回の議論も積極的に参加させていただければと思います。よろしくお願ひします。

**【事務局】**

ありがとうございます。続きまして、鶴田構成員お願ひいたします。

**【鶴田構成員】**

皆さんおはようございます。ご紹介いただきました鶴田利郎と申します。

私、専門が教育工学で主にメディアリテラシーですとか、情報モラル教育に関わる研究を行っておりまます。特に私はインターネット依存ですとか、ゲーム障害の予防教育というところで、学校の先生方とこどもたちが、ネット、スマホ、ゲームなどを上手に使っていくような教育方法のあり方について、これまで研究をしてきております。

先生方とぜひ、良い議論をさせていただいて、実りのある時間にさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。続きまして、水谷構成員お願ひいたします。

【水谷構成員】

慶應大の水谷でございます。よろしくお願ひいたします。

私は専門が、曾我部先生と一緒に、憲法とか、あとメディア法と呼ばれる領域で、最近はもっぱらソーシャルメディアのあり方に関して、研究を進めているところでございます。

その関係で、児童保護の関係についても、最近アメリカその他の諸外国で、ソーシャルメディアやスマートフォンの利活用について、いろいろな法規制の議論も含めた議論が始まっていますので、それを横目に見ながら、日本でどうやって子どもたちとスマートフォンやソーシャルメディアの利活用を進めていけばいいかという点について、皆さんとご議論できればと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、米田構成員お願ひいたします。

【米田構成員】

皆さんおはようございます。早稲田大阪高校の米田と申します。

私は高校の教員なのですけども、この分野に関しては、教科書の教科情報の学習指導要領を担当させていただき、それから、石戸構成員からもあったように、経済産業省の「未来の教室」の中にGIGAが入ってSTEAMというキーワードで産学連携などを実施しています。また、総務省とは色々と連携しながら学ばせてもらっています、ILASなど取り組んでいるというところです。

子ども家庭庁さんとは、高校生ICTカンファレンスというイベントにおいて、高校生が自らネットのことを考えているところで、実行委員長を仰せつかっております。ここでも総務省さん、経産省さん、消費者庁さん、文科省さん、デジタル庁さんとお世話になっているというところです。

このデジタル空間というところからの本ワーキングにおいて、色々とお役に立てられたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございます。構成員の皆様ありがとうございました。

それでは曾我部主査、これ以降の進行をお願いいたします。

【曾我部主査】

はい、どうもありがとうございます。そうしましたら曾我部の方で進めさせていただきたいと思います。

本日の議事は4点ございます、一つ目が開催要項案について。二つ目が青少年保護ワーキンググループにおける検討の進め方について案について。それから三番目として意見交換で、四がその他となります。

まず議事の 1 ですけれども、開催要項案についてお諮りをさせていただきます。

本ワーキンググループの開催に当たりまして、資料 1-1 ですけれども、こちらのとおり、開催要項を定めてはいかがかと思っております。

先ほど事務局からご説明いただきました 9 月 10 日に開催されました諸課題検討会において、開催要項案の 1 枚目の内容については既にご承認いただいているというところであります。別紙の構成員名簿を今回お示ししておりますけれども、これも含めましてご承認をいただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

特に御異議がないということでおろしいですかね。

はい。ありがとうございます。そうしましたら、こちらについてはご承認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、開催要項の 4 の (4) です。

主査が必要とあると認めるときは主査代理を指名することができるということに関しまして、この主査代理につきましては、上沼構成員を示させていただきたいと思っておりますので、こちらの上沼先生お受けいただけるかというところと、お受けいただけるということであれば一言いただければと思います。

#### 【上沼構成員】

はい。曾我部先生のご指名ですので、お受けさせていただきたいと思います。こちらの会議、非常に重要な会議だと思っておりますので、頑張って務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

#### 【曾我部主査】

ありがとうございます。私も大変心強く思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから、同じく開催要項の 4 の (6) です。

オブザーバーについて、資料 1-2 にありますとおり省庁も含めた 7 つの団体様にご内諾をいただきしておりますので、この方々にオブザーバーとしてご参加いただきたいと思っておりますけれども、こちらについても構成員の皆様方におかれましてはご異議がございませんでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

はい、特に異議がなさそうですのでこちらもご承認いただいたということで進めさせていただきます。

では、続きまして、議事の 2 番目です。本ワーキンググループにおける検討の進め方に移りたいと思います。資料で申しますと 1-3、1-4 になります。事務局からご説明をいただきます。では、よろしくお願ひいたします。

#### 【事務局】

事務局でございます。資料 1-3 及び 1-4 に基づいてご説明させていただきます。

まず、資料 1-3 が青少年保護の取り組み状況等についてのご説明でございます。

右上 2 ページが青少年によるインターネット利用動向です。グラフがいくつかありますけれど、まず左上の棒グラフと折れ線グラフをご覧ください。こちらはインターネットの利用状況でございまして、一番右側が 2024 年度の数値となります。記載のとおり、青少年においては 98.2% がインターネットを利用しているという状況です。続きまして、右上の円グラ

フ三つがスマートフォンの保有状況です。小学生が72%という状況で、中高生になりますと9割を超えてるという状況です。続いて、左下が青少年のインターネットの利用時間です。いくつか棒グラフがありますが、上の四角囲みの上から三つ目をご覧ください。インターネットを5時間以上利用していると回答した青少年は、約42%です。また、平均の利用時間は約5時間2分という状況で、年々利用時間が長時間化しているという状況です。最後右下です。SNSの利用状況について、上側の緑色部分が利用頻度です。上の四角囲みの一番下の記載にあるとおり、SNSの利用頻度につきましては、利用しない・できないを除きますと、57%~98%です。また、投稿頻度の橙色部分につきましては70%となってございます。また緑色の棒グラフをご覧のとおり、LINEやYouTubeの利用頻度が特に高いという状況となっています。また、投稿の内容につきましては、文章・画像・動画のいずれもSNS上において半数近くの青少年が毎日投稿しているという状況です。

右上3ページ、インターネットトラブル動向です。左上の棒グラフは、いじめの状況でございまして、年々増加傾向となっており、令和6年度におきましては、2万7,365件という状況です。続いて、左下がSNSを通じた犯罪への関与です。こちらはいわゆる闇バイトなどを始めとした、特殊詐欺の受け子などの経緯を示したもので、薄い橙色のところにあるとおり、10代においては、27%がSNSから応募している状況です。続いて、右側がSNSに起因する事犯による被害です。棒グラフの薄い橙色が全体の総数でございまして、減少傾向となっています。他方、濃い橙色は重要犯罪でございまして、反対に数が増えているという状況です。続いて、左側の円グラフについてです。申し上げた被害児童におけるフィルタリングの利用率を示したものでございまして、フィルタリング利用率は全体の10%にとどまっているという状況です。最後に、右側の円グラフです。SNSでの被害はまず、何がトリガーとして起きているのかというものを示したものでございます。被害児童が最初に投稿して、そといったSNSに起因する事犯が起きたというのが72.1%という状況です。これらのことから、受信リスクだけではなくて、発信リスクの対策も重要ではないかと考えております。

続きまして、政府の検討状況、右上5ページです。真ん中の水色にあります通り、青少年インターネット環境整備法というものがございまして、各省庁が基本計画に基づいて、取組を進めているというものです。また、真ん中下側にあります黄色部分の検討会は、こども家庭庁が事務局となり、オブザーバーとして関係省庁が参画して、検討を進めています。その検討会の下にワーキンググループが立ち上げられ、昨年の11月から議論がされて、今年の8月に取りまとめがされたというものです。ワーキンググループにつきましては、別のスライドで紹介させていただきます。

続きまして、6ページが環境整備法の概要です。目的は上の四角囲みにあります通り、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得が一つ。青少年がインターネットを利用して、青少年有害情報を閲覧する機会の減少が二つ目。青少年の権利擁護というものが三つ目でございます。また、真ん中の青色部分の通り、携帯電話事業者につきましては、義務として、青少年確認ですか、フィルタリング説明などの4つの義務が果たされています。その右側のオレンジ色は、OS事業者や特定サーバー管理者の努力義務規定を示しています。

続きまして、7ページの基本計画です。3年ごとに見直しをされていまして、最新のものが第6次基本計画となります。1から4まで大項目が掲げられており、一つ目が、青少年が自立的・主体的にリテラシーを持ってもらうというものです。二つ目がいわゆるフィルタリングなど、技術的手段を普及促進させるというものです。三つ目が、教育的手段として、家

庭内のルール作りなどを踏まえ適切に管理するというものです。四つ目がその他で、整備推進をするというものです。四つの柱立てで基本計画ができております。

続きまして、8ページがこども家庭庁において設置されましたワーキンググループです。昨年の11月25日に設置され、今年の8月に報告書が取りまとめられました。背景の上から三つ目になります通り、諸外国において、法改正なども進められているという状況もありますし、我が国においても整理をしていく必要があることから設置されました。

続いて9ページが、ワーキンググループで取りまとめられた「課題と論点の整理」です。左側の全体像にあります通り、大きく四つの項目に分けられています。2(2)の基本的方向は、これまでの議論を踏まえて、設定されたものです。青枠にあります通り五つ掲げられており、一つ目では、年齢や発達段階にふさわしいコンテンツやサービスを設定することや、幅広いステークホルダーによる検討、リテラシーの底上げなどがございます。この基本的方向性を踏まえまして、「課題と論点」が示され、赤枠の①から⑧までとなります。その中で総務省が主務省庁となっているのが、下線の①から④までの一部となります。本ワーキンググループにおいては、総務省が主務省庁となっている課題と論点を中心にご議論いただければと考えております。

続きまして、総務省が主担当となっている「課題と論点」を示したものが10ページから12ページまでとなります。こちらにつきましては、資料1-4で説明をさせていただきますので、割愛させていただきます。全部で10ページが一つ、11ページが三つ、12ページも三つと、計七つございます。なお、12ページの④の二つ目、「1対1の通信を～」につきましては、「調査研究を進めることについてどう考えるか」とありますとおり、まずは、総務省の調査研究を通じまして、情報収集や整理を行うことを考えてございます。

続きまして13ページは、総務省におけるこれまでの主な取組を簡単に示した資料です。例えば、左上の「フィルタリングの利用促進」では、青少年インターネット環境整備法において、携帯事業者各社の義務が課せられているという状況のなか、履行の実態を把握するために覆面調査を実施しているものです。また、真ん中上の「インターネットトラブル事例集」を毎年度、作成・公表しており、全国の自治体や小・中学校にも配布などをしています。年々、トラブル内容は変わるために、最新のトピックとして、今年の4月の公表では、偽誤情報、生成AI、闇バイト、オンラインカジノなどの事例を掲載しています。また、今申し上げたのは主に青少年に対する取組でございまして、左下にある通り、幅広い世代に対する取組も行っております。一例として、左下の通り、DIGITAL POSITIVE ACTIONというプロジェクトを、官民と連携して、今年の1月から推進しております。

続きまして15ページ、ペアレンタルコントロールのご説明です。ペアレンタルコントロールの定義は真ん中下にございますとおり、技術的手段と非技術的手段に分かれております。技術的手段は左下の青枠にあります通り、例えばWebフィルタリングですとか、アプリの起動制限などが該当するものです。右下の非技術的手段は、いわゆる家庭内ルールでございまして、食事中や歩行中は使わないですか、夜何時まで使用できるというルールを決めるというものです。

続きまして16ページです。OS事業者のペアレンタルコントロール機能と、携帯事業者のフィルタリング機能をまとめたものです。まず、左側がOS事業者の機能でございまして、利用時間の把握制限ですか、アプリの使用制限を行っているというものです。右側が携帯事業者が提供しているフィルタリング機能です。データベース上で各ウェブサイトやアプリ

を管理されていまして、吹き出しにありますとおり、特定の条件に合致するウェブサイトやアプリについては遮断するというものです。例として、出会い系、アダルト、自殺などに該当するサイトについては、閲覧を遮断されます。

続きまして、17ページ以降がフィルタリングの状況です。18ページ真ん中上が、先ほど申し上げた青少年インターネット環境整備法で、携帯電話事業者に義務付けされている四つの内容です。真ん中下がフィルタリングサービスによる閲覧制限の対象の一例です。例えば、一番下の「出会い系、アダルト、違法など」につきましては、年齢を問わず、閲覧制限となっています。他方、内容に応じて、年齢によっては閲覧制限の度合いを分けており、例えば「ゲーム、動画、音楽など」については、小学生までが閲覧制限の対象となっていて、中学生以上においては、閲覧制限から外れています。

続いて19ページです。フィルタリングの制限につきましては、1行目のとおり、「URLをカテゴリごとに制限するブラックリスト方式で行うことを前提」としています。一部例外的に、矢印右側にあります通り、保護者の同意があることを前提としまして、特定のサイトやアプリについては、閲覧可能に変更できるというものです。

続きまして21ページ、各事業者における青少年保護の取組についてです。青少年インターネット環境整備法では、基本理念としまして、民間主導を掲げてあります。各SNS事業者におきましては、ネット空間の健全性のために技術的な取組を進められています。例示として、各事業者のリテラシー向上の取組を掲げてございます。この他、様々な取組を各事業者において取り組んでおられますので、そのような技術的な保護策などにつきましては、次回以降ご紹介できればと考えております。

続いて国内と諸外国における動向です。右上23ページ、愛知県豊明市において、青少年だけではなくて大人も含めたスマホの過剰使用について、身体や精神への悪影響に関する対策をするための条例です。今年の10月から施行されました。他の自治体でも同様の条例が制定されており、真ん中下の記載のとおりです。

最後が24ページ、諸外国の青少年の保護規定です。諸外国における青少年保護に関する規定を1枚にまとめたものとなります。例えば、一番下のオーストラリアにおきましては、今年の12月10日に施行されるなどの動きがあります。今後、諸外国の動向を注視する必要があることから、次回以降の本ワーキンググループにおきまして、各国の取組の詳細についてお示しできればと考えてございます。

資料1-3は以上でございまして、続いて資料1-4についてご紹介させていただきます。

本ワーキンググループにおける検討の進め方についてです。四角囲みは、総務省が主担当となっているものを記載しているものです。また、その下の「検討の視点」は、総務省以外の省庁が主担当となっている課題と論点のうち、関連する内容を抜粋したものです。四角囲みの内容を読み上げて、ご説明に代えさせていただきます。

まず一つ目が、「発信リスク」です。ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。二つ目「有害広告」についてです。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講じることについてどう考えるか。

続きまして2ページ、「発達に応じた保護について」です。一つ目、「民間による年齢制限」です。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容へ

の介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。二つ目は「年齢確認」。携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めるについてどう考えるか。真ん中下の「検討の視点」は、先ほどと同じ、他の省庁が主担当となっている課題と論点です。

続いて3ページ、「フィルタリングを含む閲覧防止策について」です。一つ目「フィルタリング以外の保護策」です。青少年に有害のおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。続いて二つ目「フィルタリングの改善」です。閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。

続いて4ページ「その他」です。一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。以上でございます。

最後のスライド5ページは、本ワーキンググループのスケジュール案です。資料1-3でお示ししましたとおり、工程表において、年度明け頃までに一定の方向性を示すといった線表を引いております。本日が第1回の論点整理となりまして、来年の5月目途で報告者の取りまとめをしていただければと考えております。それに向けて、論点ごとの個別議論、骨子案の議論、報告書素案について取りまとめていただければと考えてございます。事務局からの説明は以上です。

### 【曾我部主査】

どうもありがとうございました。そうしましたら、残り時間、議事の3としまして、ただいまの説明及び資料に関する意見交換をさせていただきたいと思います。事務局のご説明、それから資料1-3及び1-4の内容につきまして、構成員の皆様からご意見ご質問などありましたら、冒頭ありましたようにチャット機能でご希望いただければと思います。いかがでしょうか。

細かい意味での質問ということも結構なのですけれども、その他、初回でございますので構成員の皆様方の問題意識のようなものもお話いただければと思います。時間はある程度ありますので、適宜ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

お待ちしている間に、私の方で全般的なコメントをさせていただきたいと思うのですけれども、先ほどもありましたとおり、今回のこども家庭庁のワーキンググループでは座長ということで仰せつかっておりまして、その際からの私の問題意識としては、本日に至るまで共通しているわけなのですけれども、環境整備法制定時と比較しまして、様々な大きな変化があったものと思っており、それに関する対応というものが喫緊の課題なのだろうと思っているところです。大きな変化としましては、いくつかあるのですけど、SNSが非常に広まったということ、それから、スマホが普及したということ。これらが重要なのかなと思っていまして、一つはSNSでは、リスクが多様化したということがあると思っております。こども家庭

庁の取りまとめにもありましたように、従来、出会いの問題ですとか、あとアダルトコンテンツの閲覧等々の問題が伝統的にあったわけですけれども、それに加えまして、依存の問題とか、それも含めたメンタルヘルスの問題、それから総務省で別途検討していますけれども、オンラインカジノの問題等々ですね、様々な問題が出てきている。さらにこれは先ほどもご発言ありましたけれども、生成AIにまつわるリスクといったものも出てきておりまして、リスクは非常に多様化しているというところがございます。

それからもう一つ、スマートフォンですね。ガラケーからスマートフォンに変わりました結果、垂直統合モデルというものが崩れおりまして、青少年保護に各アクターが果たすべき役割と、現在の法的規律とのアンバランスが非常に生じているのかなと思っていまして、先ほどのご説明ありましたように、携帯事業者がフィルタリングサービスを提供いただいているところなのですけれども、そういう意味では携帯電話事業者に過重な負担が来ているのではないか、過剰な役割が現状からすると期待されているのではないかというところもあるところですし、あとは様々、複雑化しておりますので、親の教育啓発についても、一定の限界があるのだろうと思っているところです。

そういうところでこども家庭庁のワーキングでも、こういった想いを持って、取り組ませていただき、継続して具体化の作業をこれから総務省の部分でしていくわけですけれども、全体の中でも総務省の担当部門はかなり要の部分と思っていまして、期待するところは大きいものだと思っています。

特に、先ほどの資料1-4、4ページの（4）「その他」で、プラットフォーム事業者の取組の促進というのがあるのですけれども、これは資料だと「その他」となっているのですけれども、個人的には非常に重要な重要な部分と思っていまして、ぜひ、その他扱いせずにしっかり議論ができればなと思っております。

私の方からひとまず以上でございます。

この間、ご発言希望いただいておりますので順番にお願いできればと思います。まず上沼構成員お願いいたします。

### 【上沼構成員】

はい、ありがとうございます。曾我部主査がおっしゃったとおりなのですから、日本で青少年のネット利用に関する包括的な法が環境整備法しかなくて、制定されてから20年近くになるのに、自主的な改正が1回しか行われていないということについては、非常に危機感を覚えております。資料1-4の（1）で示していただいた、新たなリスクへの対応というところが、法制度上ではできない。先ほど、紹介いただいたように自主的な取組や普及啓発では行っているかもしれませんけれども、制度上の対応ができていない点、非常に気にはいります。

過去から、日本ではコミュニケーションというものに問題があるということは、環境整備法の制定当時からは認識はされていたわけですけれども、その当時は、コミュニケーションのサイトを一律にオンオフでいいというような対応されていたので、フィルタリングでも何とかなっていたというところがあります。今、コミュニケーションのサイトの受信を制限してしまうと、色々な情報が入手できないということになってしまうので、それを考えると一律のオンオフというのは、少し現実的ではない。少しではなくて、だいぶ現実的ではないと思います。それを考えたときに、発信に関するリスクというものを、もう少しよく考えて

かないと、インターネットの特性がインラクティブ性というところもありますので、その辺りをどうやって考えていくのかというところが重要だと思っています。

その意味で、資料1-4の（1）と、関連して（3）について、フィルタリングの改善となっていますが、受信制限だけをどれだけ頑張っても、これ以上は難しいと思います。しかも、例えばスマートフォンの場合、接続回線がどうなっているかに関わらず、意識せず使っているときに、携帯電話事業者に関するフィルタリングの提供義務だけ重くなっているということですと、費用のわりに効果があまり期待できないようになるのではないかと思いますので、そのあたりも含めて、それぞれの責任について、改めて見直す必要があるのではないかと考えています。以上です。

#### 【曾我部主査】

はい、どうもありがとうございました。続きまして、水谷構成員お願ひいたします。

#### 【水谷構成員】

はい。水谷でございます。

私からもこのワーキングに対する問題意識というか、そういったものをコメントさせていただきたいと思っております。

私自身が、ソーシャルメディアの研究を中心的に法学の立場から、議論をしているというところもあると思うのですが、先ほど曾我部主査からもご指摘のあった、リスクが多様化しているというご指摘に加えて、青少年インターネット環境整備法が現代のメディア環境の発展などに対して限界があるのではないかと上沼先生からもご指摘がありましたけれど、その点については私も全く同感です。

特に、現代におけるソーシャルメディアとか、デジタルメディア環境におけるリスクとして考えなくてはいけないと思っているのは、一つはソーシャルメディアというプラットフォームの構造です。アメリカでも、ソーシャルメディアの児童に対する規制が、州レベルでかかってきているわけですけれども、そういった話をすると、昔もテレビなどそれぞれのメディアがあって、何が違うのだというご指摘もあるところです。しかし、私から見るとテレビの仕組みと、ソーシャルメディアの仕組みは全く異なります。

ソーシャルメディアにはご承知の通り、レコメンドのアルゴリズムが働きますので、こどもが使おうと、大人が使おうが、基本的には多種多様なデータを大量に取って、その人が何を見たいか、何が好みかを優先的に表示をします。特にその人にとって有害なことが起きるかどうかよりも、その人の注目とかアテンションを引くようなものを優先的に流すというような仕組みになっているわけです。もちろん、各プラットフォーム事業者の皆さんのが自動的にコンテンツモデレーションをされたり、児童用のアプリケーションを出されたりしているわけですけれども、こうした根本的な構造は変わらないというところです。ですので、説明いただいた資料1-3の9ページに「課題と論点」として8つ上がっているところ、このワーキングの担当からは外れた部分かもしれません、プラットフォームのアルゴリズムなどを念頭に置きながら、ここに挙がっているコンテンツリスクとか、コンタクトリスクへの対応も考えていかなければいけないところではないかと思います。

プラットフォームの構造は切っても切り離せないものであり、こどもたちがそうしたプラットフォームから情報を摂取する以上は、そういう視点をもって検討する必要があるだろうということが一つです。

もう一つは、横断的リスクの6番のところに関わるかもしれませんけれども、ここ数年で生成AIが急速に普及してきています。アメリカで訴訟が始まっていますけど、こどもたちが生成AIを利活用する中で悪影響を与えるのではないかと、AIチャットボットが問題なのではないかという問題も、もちろん課題ではありますけれども、私が最近課題意識を持っているのは、生成AIで作られたコンテンツが、児童に対して悪影響を与えることです。最近アメリカでは、TAKE IT DOWN Actという、かなり厳しい法律ができました。これは生成AIで作られたディープフェイクポルノによる被害者のために、ソーシャルメディア企業が48時間以内に、ノーティスアンドティクダウント被害者からの通告を踏まえて削除するという義務を課す法律になっています。この法律のきっかけになったのが、10代のこどもたちでして、自分の知らないところで、勝手にディープフェイクポルノを作られてソーシャルメディアに流されたりする、あるいはセクストーキングという、ある種の脅迫被害に遭うような状況もあったりするわけです。これはどちらかというと、コンダクトリスクの部分に関わってくることかもしれませんけれども、こうした点も我々は背景において、議論をするべきではないかなというふうに思っております。私からは以上です。

#### 【曾我部主査】

水谷先生、どうもありがとうございます。

今、お二方からコメントをいただきましたが、私も全く同感がありました。横断的リスクに関しては、総務省主担当ではないものの、民間企業の自主的取組と、先ほど資料1-4の「その他」で言及させていただいたところですけれども、アルゴリズムの問題等々も入ってくるのかなと思いますので、この場でも何らかの形で取り上げるといいますか、問題意識は背景として持っていきたいと思っております。

その他、いかがでございますか。

#### 【石戸構成員】

いろいろ説明いただきありがとうございます。非常に広範なので、どうコメントすればいいかななど思いながら、聞いていたところです。

まず冒頭、挨拶で申し上げたとおり、私は、安全安心を担保しながら、利活用を促進していくという運動をしてきましたので、基本的に本ワーキンググループの方向性は支持しますが、どうしてもリスク低減が中心になっていることが気になります。こども自身の発信、創作、参加といったエンパワーメントに繋がるような権利や、こどものウェルビーイングの指標というのも、忘れてはいけない観点ではないかと思います。いわゆる安心安全と情報アクセスや創作・発信のエンパワーメントのバランスを取るような指標を作っていくといいなと思いましたというのが一点目です。

二点目は、先ほど生成AIの話が出て、曾我部先生からもスマホ、SNSと、これまでの変化があったと話があったのですけれど、スマホ時代の受信リスクから、SNS時代になって発信と拡散のリスクになって、生成AIはまたさらにそこから性格が異なっているのではないかと思います。こどもたちの価値観や思考形成に入り込む技術として、人格形成にも影響を

与えるようなものだなと思います。さらにいわゆるコンテンツ生成のコストというのが極端に低くなることによって、読むとか見るという受信側のリスクだけではなくて、こども自身が危ういコンテンツを大量かつ容易に生成しうる側になるという変化があることを踏まえ、議論した方が良いかと思います。ディープフェイク、攻撃的なコンテンツ、大量の虚偽情報、あるいは自分が意図することが何なのかということも不明瞭のまま生成されてしまう創作物の拡散など、これまで想定していなかつた新しい責任と保護領域が生まれているのではないかと思っています。有害なものの見せないフィルタリングの話だけではなくて、生成、発信の安全設計や、発達支援のバランス設計も考えていかなければならないのではないかと思いました。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。おっしゃるとおりかと思います。  
では、次に米田構成員お願ひいたします。

【米田構成員】

ありがとうございます。私の方も簡単に皆さんと協議する場ですけれども、一つは、文科省でもAIによって、知識、技能という部分は大切にしなくてはいけないという上で、思考表現判断というところもあると思うので、石戸先生もおっしゃったように、その辺りをどう育成していくか。一番のポイントは、AIによるディープフェイク対策として、各省庁や関係事業者で連携していくことが重要。法的部分はガイドラインを含めて整理できればいいのではないかと思います。

あと、高校生などのデジタルリテラシー教育は、年齢的とかいっているのですけれど、それが本当にどうかというようなところもあったりするので、その辺りについても色々とご協議いただければと思います。以上です。ありがとうございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。米田先生は高校で生徒さんと接しておられるということから、現場の視点や空気感をインプットしていただいたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では鶴田構成員お願ひいたします。

【鶴田構成員】

私も教育の研究というところから、資料1-4の4ページの広報及び啓発活動について、先生方が今までお話くださったことも含めまして、私が研究していることもそうなのですけれども、全国各地で有益で効果のある広報活動や啓発活動が様々に行われておりますので、その得られた知見をうまく集積いたしまして、全国各地で学校の先生方をはじめ、多くのこどもたちに届けられるような啓発活動、教育のあり方を、議論させていただけたらと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。啓発に関しては、内容にしても、やり方にしても、様々な課題や改善点があると思います。今おっしゃってくださったご知見を生かして、さらにアップグレードができればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

意見交換につきましては、以上とさせていただきまして、議事の4その他として、最後に全体を通じて構成員の皆様から何かありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、藤田総括審議官からご発言があると伺っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 【藤田総括審議官】

構成員の皆様、お忙しい中、ご参画ありがとうございました。この論点に関しては、深刻なニュースにも日々接するところでございまして、非常に重要な問題になってきていると認識しております。何も規制一辺倒ではなくて、様々なアプローチで対応していかなければいけない課題だと改めて認識したところでございます。

今後、事務局において、議論に当たり必要となる情報を整理しまして、皆様の効率的な議論に役立てていけるように進めてまいります。

また、一歩ずつでも、この問題の前進に繋げていくような議論になっていければと思っております。

本日はありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【曾我部主査】

大変心強いお言葉をいただきましてありがとうございます。こちらこそよろしくお願ひいたします。

では、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

#### 【事務局】

事務局です。次回会合の日時などにつきましては、追ってご連絡させていただきます。以上です。

#### 【曾我部主査】

ありがとうございました。以上をもちまして青少年保護ワーキンググループの第1回会合を終了させていただきます。

皆様どうもありがとうございました。